

院外処方箋における変更調剤に関するプロトコル 第 2.1 版

I. 運用規程

1. 目的

- 薬物治療管理の一環として、調剤上の定型的な変更に伴う疑義照会を削減し、患者への薬学的ケアの充実および処方医と保険薬局双方の負担軽減を図ることを目的とする。

2. 運用方法

- 調剤上の定型的な変更に関する事例については疑義としては取り扱わず、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとみなし、個別に処方医に問い合わせを行うことを不要とする。保険薬局の判断において本プロトコルの範囲内で変更して調剤を行うことをあらかじめヴォーリズ記念病院（以下、当院とする。）と保険薬局間で合意する。
- プロトコルを適正に運用するため、運用の開始にあたっては、保険薬局はプロトコルの趣旨や内容について理解するとともに、保険薬局と当院間で「**院外処方箋における変更調剤に関するプロトコル合意書**」を取り交わすことをもって合意とする。

3. 処方変更

- 処方の変更は、医師の処方意図および医薬品の適応を逸脱してものであってはならない。処方の変更は、薬剤師の判断と責任のもと、薬学的見地から合理的に説明でき、変更後の有益性が変更前のそれを上回るものでなければならない。

4. 患者への説明

- 保険薬局は、患者に十分な説明（服用方法、安定性、自己負担額の増加等）を行い、同意を得たうえで変更して調剤を行う。ただし、同意の方法は問わない。

5. 対象医薬品

- プロトコルに基づく変更調剤においては、当院の採用品目にかかわらず、すべての薬価基準収載品の変更を可能とする。

6. 変更調剤の連絡

- 保険薬局において変更調剤を行った場合、変更内容について事後通知を行うものとする。原則として初回については事後通知を行い、2 回目以降は、変更調剤の内容に変更がなければ通知を不要として差し支えない。

A. Dr.JOY を利用する場合

VPN 接続→Dr.JOY→薬薬連携→処方変更報告により送信する。

B. Dr.JOY を利用しない場合

「変更調剤プロトコル内容記載票」に変更内容を記載し、当院宛に FAX 送信する。

7. 変更調剤の記録

- 保険薬局において変更調剤の連絡を行った場合、変更調剤の内容を調剤録に記録することが望ましい。また、当該内容を患者の「おくすり手帳」に記載し、毎回の診察時に処方医に提示する旨徹底することが望ましい。
- 当院が保険薬局より変更調剤の連絡を受けた場合、当該内容を診療録に記載する。

8. プロトコル対象外の処方箋

- 特定の処方についてプロトコルの対象としない場合は、処方医師が処方コメントまたは処方箋コメントに入力することにより、処方箋にその旨を明示する。保険薬局は当該処方についてはコメントを優先し、本プロトコルを適用しないものとする。
- 麻薬製剤はすべて本プロトコルの対象外とする。**

9. プロトコルの改変

- 保険薬局が本プロトコルに追加・変更を希望する場合、八幡蒲生薬剤師会（以下、薬剤師会とする。）に要望を提出し、変更について協議を行う。当院と薬剤師会による協議ののち本プロトコルを改変する場合は、改変内容および改変時期について、双方の合意および周知のうえで行う。その他、当院が必要と認めた場合に改変を行う。

Ⅱ.変更調剤を可能とする範囲

1. 成分名が同一の医薬品の銘柄変更
 例: ジャヌビア錠50mg → グラクティブ錠50mg
 例: アブルウェイ錠20mg → デベルザ錠20mg
2. 内服薬の剤形の変更(ただし、類似する剤形の範囲内に限り、かつ治療の妨げとならないこと。)
 平成 24 年3月5日保医発 0305 第 12 号「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について」に準じ、下記(ア)～(ウ)の分類の範囲内とする。
 (ア) 錠剤(普通錠)、錠剤(口腔内崩壊錠)、カプセル剤、丸剤
 (イ) 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤(内服用固形剤として調剤する場合に限る。)
 (ウ) 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤(内服用液剤として調剤する場合に限る。)
 例: 20mg 普通錠 → 20mg 口腔内崩壊錠
 例: 50mg カプセル → 50mg 錠
3. 内服薬の規格の変更(ただし、1回の成分量が同一となる場合に限る。)
 例: 2.5mg 錠 2 錠 → 5mg 錠 1 錠
4. 外用剤(軟膏、クリーム剤等)の規格変更(ただし、合計量が同一となる場合に限る。)
 例: マイザー軟膏0.05% 5g 2 本 → マイザー軟膏0.05% 10g 1 本
5. 患者の希望に基づく消炎鎮痛外用貼付剤におけるパップ剤とテープ剤の変更(ただし、成分および用法が同一かつ処方箋あたりの総枚数が同一または減少する場合に限る。)
 例: ロキソプロフェンナトリウムパップ100mg → ロキソプロフェンナトリウムテープ100mg
6. 服薬状況等の理由により内服薬を半錠化、粉碎、混合して調剤すること、あるいはその逆の変更
 ※保険薬局において調剤技術料を算定する場合には初回のみ疑義照会を行う。
 例: メネシット配合錠 100 2.5 錠 分 3 (1-1-0.5) 粉碎 → 朝 1 昼 1 夕 0.5 粉碎せず
 例: ロゼレム錠 8mg 0.5 錠 粉碎 → 半錠分割調剤
 例: ワーファリン錠 1mg 0.5 錠 → ワーファリン錠 0.5mg 1 錠
 例: レンドルミン錠 0.25mg 1 錠 → 0.5 錠 × 2 包
7. 患者等の希望があり、かつアドヒアランスの改善等の有用性が薬学的に判断される場合、一包化指示のない場合に一包化調剤を行うこと(ただし、処方箋に「一包化不可」とある場合は除く。)
8. 内服薬および外用剤における残薬調整のための投与日数の変更(ただし、日数の短縮の場合に限る。)
 ・ 薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬があり、投与日数を短縮または削除して調剤することが合理的である場合。ただし、著しい服薬アドヒアランス低下を認める場合、連続して残薬調整を行う場合等においては、残薬が生じる理由等について情報提供を行うこと。
 例: アムロジピン錠 5mg 60 日分 → 40 日分 (20 日分残薬があるため)
 例: ヒアルロン酸ナトリウム点眼液 0.1% 3 本 → 1 本 (2 本残薬があるため)
9. 隔日投与製剤(週 1 回または月 1 回投与される内服薬および注射薬)が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方され、明らかな処方間違いであると認められる場合の投与日数の変更。
 例: ベネット錠 17.5mg (週 1 回製剤) 1 錠 分 1 起床時 56 日分 → 8 日分
10. 服用時点が定められている用法以外の用法が記載されている以下の医薬品の用法のみなし問い合わせ
 例: 漢方薬、EPA 製剤、制吐剤(ナウゼリン錠、ガナトン錠等)の「食後」投与 → 本来食前服用であるが、服薬指導時には食後服用可能である旨を説明すること。
 例: H2 受容体拮抗薬、抗アレルギー薬の「朝・夕食後」
11. 最小包装単位を下回る数量で処方された製剤または器材について、包装を開封して調剤することが適切でないと判断される最小包装単位の倍数を満たす最小の処方数への増量。なお、本項に該当する処方については、本規

程Ⅲ-B.に該当しないものとみなす。

例:ロキソプロフェンナトリウムテープ100mg(7枚/袋) 31枚 → 35枚

例:スピリーバ吸入用カプセル18 μ g(7カプセル/シート) 12カプセル → 14カプセル

例:マイクロファインプラス 32G 4mm(14本/袋) 40本 → 42本

Ⅲ.疑義照会を必要とする事項

A. 外用薬で剤形を変更する場合(ただし貼付薬を除く)

例: 軟膏からクリーム剤への変更

B. 患者または家族等の希望等により処方内容や処方日数(数量)を増やすこと。(鎮痛貼付剤の貼付枚数・回数や貼付部位を増やす場合を含む。)

例: PL 配合顆粒 7日分 → 14日分

例: ロキソプロフェンナトリウムパップ100mg 35枚 → 63枚

C. 「お薬手帳」または薬歴から、薬物相互作用や同種・同効薬の重複が疑われる処方を確認した場合。

D. プロトンポンプ阻害剤などの投与期間の制限のある薬剤が漫然と処方されていると判断される場合。

E. 上記に該当する他、薬剤師が必要と判断した事項。

Ⅳ.よくある問い合わせ

Q1. 同一成分薬において、後発医薬品から先発医薬品への変更はプロトコルの適用となるか？

A1. 後発医薬品名が記載されている場合はプロトコルの適用外である。一般名処方の場合は先発医薬品、後発医薬品のどちらを調剤しても差し支えない。

Q2. 変更調剤の結果、薬価が高くなる場合(患者の自己負担額が高くなる場合)はプロトコルの適用となるか？

A2. 患者への十分な説明の結果、患者の理解と同意が得られれば条件付きでプロトコルの適用対象とする。

Q3. 同一成分薬において、粉砕調剤から散剤への変更はプロトコルの適用となるか？

A3. プロトコルの適用外である。

Q4. 一包化指示のある処方箋で、患者の希望により PTP 包装シート調剤へ変更する場合、プロトコルの適用となるか？

A4. プロトコルの適用外である。

Q5. 配合剤において、同一成分薬の単剤への変更(またはその逆)はプロトコルの適用となるか？

A5. プロトコルの適用外である。

Q6. 患者等の希望でパップ剤からテープ剤に変更する場合かつ用法が異なる場合はプロトコルの適用となるか？

A6. プロトコルの適用外である。(運用方法参照)

Q7. 変更調剤の結果、用法または用量に変更があってもプロトコルの適用となるか？

A7. プロトコルの適用外である。

Q8. 合意書の捺印はシャチハタ印でもよいのか？

A8. 法人または保険薬局の代表者(管理薬剤師等)による自署があれば捺印は不要である。

Q9. Ⅱ-2.における治療の妨げとならないこととはどのような場合か？

A9. 医師が患者の嚥下困難回避を企図して口腔内崩壊錠を処方した際に、保険薬局で普通錠を調剤する場合は、患者の同意があっても処方医の意図の妨げになると考えることができる。なお、保険薬局の備蓄状況を理由に患者に剤形の変更を申し出る場合は、変更調剤を可能とする範囲に該当せず、プロトコルの適用外である。

付則 改定履歴

改定年月日	改定内容
2019 年 8 月 6 日	初版。
2020 年 4 月 28 日	第 2 改定。Ⅱ.変更調剤を可能とする範囲を一部改変。
2022 年 7 月 1 日	2.1 版に改訂。軽微な修正。